

平成２８年 第３回教育委員会 会議録

日 時	平成２８年２月２６日（金） 午後３時～５時
場 所	向日市役所 第６会議室
出席委員	永野教育長、前田委員、白幡委員、松本委員、流石委員
欠席委員	なし
事 務 局	教育部長、教育総務課長、学校教育課長、学校教育課担当課長２名、学校教育課主幹２名、教育総務課係長、生涯学習課係長、教育総務課主査
議 題	議案第１号「向日市就学指導委員会規則の一部改正について」 委員会諸報告 議案第２号「人事案件について」
傍 聴 者	なし
教育長	開会宣言
教育長	議案第１号「向日市就学指導委員会規則の一部改正について」を上程する。
事務局	— 議案第１号提案説明 — 従来から就学指導委員会については、学校教育法施行令において、障がいのある児童生徒の就学に関して、障がいのある児童生徒が十分な教育を受けることができるよう、その就学先について特別支援学校若しくは特別支援学級又は普通学級のいずれが適切か、保護者、教育学・医学・心理学等の専門的知識を有する者の意見を聴くものとされており、そのための組織として設置しているものである。 平成２４年７月の中央教育審議会報告において、「障がいのある子どもは原則として、特別支援学校に就学するという従来の仕組みを改め、障がいの状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。その際、市町村の教育委員会が本人・保護者に対し十分情報提供しつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。」とされている。また、この報告では「早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うといった観点から教育支援委員会という名称とすることが適当。」とされたところである。この中央教育審議会報告を踏まえ、学校教育法施行令が平成２５年９月に一部改正され、就学先決定の仕組みの改正や、障がいのある児童生徒等の就学先決定時のみならず、その後の転学等の際にも、障がいの状況やその後の一貫し

	た支援について専門家からの意見聴取の機会を設けること、と規定された。また、文部科学省の通知においても、「教育支援委員会」という名称とすることが適当であると明記されていることから、向日市就学指導委員会規則の一部改正を提案するものである。 (改正内容については、新旧対照表のとおり) 【質疑】
委員	第2条第1号、第2号において、「児童等」の「等」は、具体的に何を指しているのか。
事務局	第1条で障がいのある幼児、児童及び生徒を「障がいのある児童等」と定義しており、幼児と生徒を指している。
委員	教育支援委員会で議論されて、最終的に決定するのは誰なのか。
事務局	教育委員会である。ただ保護者の意向を最大限尊重する。
委員	一度でいいから普通学級を経験させてあげたいという声を聞くが、実現するのが難しい場合に、保護者にどう説明するか難しいと思う。
事務局	そのとおりである。例えば、一旦、普通学級に通われてから、後で特別支援学級に通われる方もおり、継続して助言を行っている。
教育長	障がいがある児童にとって、何が一番適切なのかという観点が大切だと思う。
委員	決定するのも本人と保護者、教育委員会が一致して進めていくものだと思うので支援という言葉が適切であり、賛成である。
委員	大人になっていく中で継続して支援していく必要があると思うので、支援という言葉が適切だと思う。
委員	今回は、規定を整備することが主眼であって、今までも実質的には支援をしていたということか。
事務局	そのとおりである。
教育長	議案第1号の採決を行う。

	(全員挙手)
教育長	全員挙手により、議案第 1 号は承認された。
教育長	次に委員会諸報告について報告を願う。
事務局	— 平成 28 年度向日市指導の重点（案）について — 表紙の写真の左上の古代衣装ファッションショーと、右下の自転車安全教室の写真に掲載承諾が得られたものに差し替えた。 また、見やすくするために、中項目の背景の色付けを外し、大項目の背景に色付けした。 「学校教育指導の重点」部分の「生きる力」のレイアウトを変更し、より分かりやすくした。 大項目の「2 特別支援教育の充実」の特に配慮すべき事項欄に、※印を付けて語句説明を挿入した。これは、授業のユニバーサルデザイン化という語句が専門用語で、理解しにくいためである。 大項目の「4 現代的課題に対する関心を高め、理解を深める教育の充実」の中項目「(2) …情報モラル教育の充実」を「情報活用能力の育成」に改め、特に配慮すべき事項欄の「情報活用能力の育成」を「情報モラル教育の充実」に改めた。これは、情報モラル教育は情報活用能力の一部であるためである。 大項目の「1 道徳教育の充実」の中項目「(2) …人を思いやり生命を大切にする心等を…」の「心等」を「心など」に文言の修正をした。 大項目の「2 健やかな身体の育成」の特に配慮すべき事項欄の「生命のがん教育授業」の「生命」を「いのち」と読むことから、ルビを挿入した。
事務局	社会教育委員からの意見を踏まえ、「生涯学習環境の充実」の説明文の一部、「…学習の成果を活かす場や学習機会…」を「…学習機会の提供及び学習の成果を活かす場や機会…」に改めた。 また、前回の第 2 回教育委員会での協議内容を踏まえ、大項目「1 家庭の教育力の向上」の特に配慮すべき事項欄の「就学前からの子どもの発達に応じた家庭教育…」を「就学前からの子どもの家庭教育…」に改めた。
	【質疑】
委員	大変見やすくなって良い。
事務局	「教育相談はこちらへ」の「就学指導委員会」を「教育支援委員会」に修正する。

委員	「教育相談はこちらへ」の「障がいのある児童生徒の就学先について」を「障がいのある児童生徒の就学及び教育的支援について」に修正しなくて良いのか。
事務局	先程の議案第1号を踏まえて、修正する。
委員	「教職員の資質能力の向上」の大項目「1 教職員研修の充実」の中項目「(1) 教職員のニーズ等…」の「等」は漢字だが、「安心・安全な教育環境の充実」の大項目「1 学校における安心・安全の確保」の中項目「(4) 自転車の安全な利用の促進など…」の「など」はひらがなである。使い分けになんらかの一貫性があるなら良いが、無いなら統一した方が良い。
事務局	もう一度、公文書での文言の使い方等も含め確認する。
教育長	次に、平成27年度いじめ調査の概要について報告願う。
事務局	— 平成27年度いじめ調査の概要について — 本調査の調査期間は、第1回調査が1学期間、第2回目がほぼ2学期間ということになる。学校として組織的な取組が必要と考えられるもの、もしくは経過を見ていく必要がある2段階の件数について小学校は、10件から4件、中学校については、11件から7件と減少している。この小学校の4件の内、新規で把握したのは2件であり、他の2件は1学期から継続して観察しているものである。中学校の7件の内、新規で把握したのは2件で、あとの5件は1学期から継続して観察しているものである。3段階の重大なものはない。いじめの態様については、大きな変化はないが、中学校では、①の冷やかしの等、③の遊ぶふりをしてたたかれる等や、⑨のその他についてやや増加している。このその他についての内容は、具体的な事象が発生している訳ではなく、なんとなく感じる「いやな思い」である。学年別の認知状況について特徴的な事は、中学1年生で1学期よりも倍ぐらいに増えていることである。この増えている内容については、先程の①や③がほとんどであり、継続的に続いている事象はない。全体としては、大きな変化は無く、重大な事象も起きていない。今後については、把握したものについて、1段階、2段階にかかわらず、注意深く見守っていくように各学校に指導している。また、京都府から全府下のとりまとめの結果が公表された。これをもって数値が確定されるので、学校だより等を活用して保護者に結果をお知らせし、各学校の取組みや各家庭で取り組んでいただきたいことを伝える中で連携しながら、いじめの未然防止や早期発見、早期解決に努めていきたいと考えている。

	【質疑】
委員	２段階の経過観察している案件で、被害を受けている子が学校にいつらくなっているような事象はあるのか。
事務局	具体的に何かが起こっている事象はない。なんとなく自分が浮いているような感覚をもっている等なかなか解消しにくい事例が多い。現状では、学校に来にくいというようなことがあるとは聞いていない。
委員	１回目の調査から２回目の調査で２段階の件数が減っているが、学校でどのような指導をされたのか。
事務局	事象が把握できたら、その内容、いつ指導したのか、その結果どうなったのかを報告してもらっている。事象を把握してから報告までにできるだけ指導、解決するようにしており、そのことが早期の解消につながり、具体的な事象の長期化を防げていると考えている。
委員	調査結果を保護者等にお知らせするとあるが、その後保護者からの問合せはあるか。
事務局	各学校から問合せがあったという報告はない。公表している内容として、いじめの認知件数、解消状況、その他学校のいじめに対する姿勢や取組についてもお知らせしている。公表する前には、PTA 本部や学校評議員の方にも調査結果等を見ていただいております、その中でも学校は子どもたちをしっかりと見ていただいているという評価をいただいている。
委員	小学１年生と中学１年生で第２回目の方がいじめの件数が増えているが、これは人間関係ができてきた中で増えてきたのではと想像できるので、こういったところを重視して指導をお願いしたい。
委員	保護者にお知らせする際に、京都府下の状況を参考としてお知らせするのか。
事務局	学校だよりでお知らせするのは、自校の分だけである。
教育長	次に、第４回向日市中学校給食検討委員会について報告願う。
事務局	— 第４回向日市中学校給食検討委員会について — 中学校給食の実施方式等について、平成２８年２月２３日の検討委員会で示した資料をご覧いただきたい。

	1枚目は、各方式毎に費用の目安を算出した資料で、自校方式、親子方式、センター・兄弟方式の3つの方式を比較している。この比較表には、用地取得費は含んでいない。 2枚目は、各学校の用途地域についての資料で、建築用途制限について、自校方式は、学校の付属施設として建築が可能。親子方式については、工場とみなされるため、建築に制限を受け、京都府との協議が必要となる。センター方式は、工業系地域であれば、建築可能であると考えられる。 3枚目は、建築物の用途制限の概要を説明した資料である。 検討委員からは、「小学校の食育活動に影響が出ないようにして欲しい。理想は自校方式だが、中学校2校について調理施設を建設できる用地がないのであれば、兄弟方式で一括して中学校分の給食を調理する。それが、不可能であれば、自校方式と親子方式の併用を考えなくてはならない。」との意見をいただいた。 次回の検討委員会で、報告書をまとめる予定である。 費用目安の資料で、親子方式については、配送料がかかるため、他の方式より高く見積もっている。 【質疑】
委員	総費用の欄で、20年間の費用が10年間の2倍にならないのは、なぜか。
事務局	10年間と20年間のそれぞれのランニングコストに同額のイニシャルコストを足しているためである。
委員	親子方式にすると、小学校の改修費用もかかる。自校方式の方が費用も抑えられるが、親子方式では小学校にとってどんなメリットがあるのか。
事務局	親子方式では、小学校の改修が必要になるが、この改修に併せて、既存の給食室を早期にウエット式からドライシステムに改修できるメリットがある。
委員	比較表（用途地域等）で、自校方式で「学校の付属施設として建築可能」とあるが、土地確保の問題はないのか。
事務局	比較表（用途地域等）で建築可能とあるのは、スペースさえあれば京都府との協議無しで建築することができるという意味である。ただし、スペースの問題で、全ての中学校を自校方式とすることは現実的に難しい。 給食検討委員会からの意見でもあるが、できるだけ学校生活、教育活動に影響が出ないようにと意見をいただいている中で、全ての学校でスペー

	スを確保することは難しいと考えている。例えば、グラウンドの一部に給食室を建築するなど、そういったことは避けたいと考えている。
委員	親子方式となった場合、小学校の既存の給食室を広げなくてもできるのか。
事務局	小学校の給食室を広げる必要があると思う。資料にもあるが、他校への給食搬出を伴うため、工場扱いとなる。ただし、自校の分も作っているので、そういう場合は建築可能かどうか京都府と協議が必要になると考えている。
委員	工場扱いとされた場合、何が困るのか。
事務局	工場扱いになると、市街化調整区域に建てる場合は、京都府と協議の必要がある。住居系地域の場合、京都府との協議に加えて、周辺住民の方々の意見を聴く公聴会を経て、建築審査会を通さなければならないことになる。その分、認められるまでに時間がかかる。
委員	もし補助金が出るということであれば、親子方式も小学校の給食室のドライシステム化ができるので良いのではないか。
事務局	補助金については、どの方式を採用しても適用されると思われる。事業費に対する補助割合は、新築で1／2、改修で1／3と補助割合が異なる。ただし、事業費は国の示す補助単価で計算されるので、実質はさらに低い補助額になることが見込まれる。
教育長	給食施設関係の補助金確保はかなり厳しいと聞いている。
事務局	費用については、概算と書いてあるが、比較のための目安と考えて欲しい。
委員	新たに土地を購入した場合は、兄弟方式と言わないのか。
事務局	新たに土地を購入するのは、センター方式である。
委員	兄弟方式より、センター方式の方が良いのではないか。
教育長	給食センターを建築できる場所が工業系地域に限定されてしまうので、土地確保が難しい。

委員	3校に配送する必要がある。兄弟方式であれば、1校は配送する必要がある。
委員	学校によって、ここは自校方式で、ここは親子方式で、などとすることはできるのか。
事務局	可能であるが、給食検討委員会で、1校だけ自校方式で他の2校が親子方式というのは食育の面等から差が出るので、学校によって差が出ないようにして欲しい、という意見があった。選択肢としては可能である。
事務局	親子方式にすると、小学校で行っている給食の取組や中学校の独自性にも影響が出るので、出できれば中学校でまとめて作りたいという意見がある。
委員	親子方式は悪い影響ばかりのように聞こえるが、良い影響はないのか。
事務局	デメリットの方が多いと思う。本市の小学校には、全て栄養士もしくは栄養教諭が配置されており、これは京都府下でも充実している方である。栄養士等が工夫して、バイキングやセレクト給食等色々な取組を行っているが、中学校の給食を作ることで、それらができなくなるということを非常に危惧している。ただ、設備が新しくなるというメリットはある。
委員	親子方式にすると、中学校のメニューは小学校と同じになるのか。同じ設備で量を多く作るということになるのか。
事務局	他市では、給食の設備を改修せずに配送が必要な中学校の給食を先に作ってから、小学校の分を作る方式もある。小中学校分を一緒に作り、中学校の給食を1品増やしているところや、量を多くしているところがある。本市では、温かい給食を考えているので、親子方式の場合は、小学校分と中学校分を同時に作ることが望ましいと考えており、異なるメニューでの対応は難しいと思われる。
委員	「用途地域による建築物の用途制限の概要」の資料について、説明して欲しい。
事務局	センターや親子方式等で工場扱いになるのであれば、「工場・倉庫等」の欄の「危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない、少ない、やや多い工場」のいずれかに該当すると思われることや、給食室に必要な床面積を勘案すると、建築できるのは準工業地域や工業地域に限られてくるということである。

委員	実際に向日市ではどのあたりに建築できるのか。
事務局	主なところでは、国道１７１号線の辺りである。
委員	土地を取得するとなると、かなり高額になるのではないか。
事務局	取得費が高額になることと、いつ購入の対象となる物件が出てくるか全く目処がたたないことから、非常に難しいと考えている。
教育長	敷地の確保と法的制限をどうクリアするかで、かなり方式は制約されてくと思う。検討委員会としては、できるだけ中学校間で差がでないようにしたほうが良いという意見があった。
教育長	次に、議案第２号「人事案件について」を上程するが、人事に関することから秘密会にしたいと思うが、賛成の方は挙手願う。 (全員挙手)
教育長	全員挙手により秘密会とする。 (以下秘密会)
教育長	議案第２号「人事案件について」の採決を行う。 (全員挙手)
教育長	議案第２号は承認された。
教育長	秘密会を解く。 (以上秘密会)
教育長	閉会宣言

向日市教育委員会議案第 1 号

向日市就学指導委員会規則の一部を改正する規則について

向日市就学指導委員会規則の一部を改正する規則について、教育長に対する事務委任規則（昭和 3 1 年教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 2 号の規定により、教育委員会の議決を求める。

平成 2 8 年 2 月 2 6 日提出

向日市教育委員会
教育長 永野 憲男

教育委員会規則第 号 向日市就学指導委員会規則の一部を改正する規則

〔教育部学校教育課〕

1 改正の趣旨

平成 25 年 9 月に学校教育法施行令の一部が改正され、就学先決定の仕組みの改正や専門家からの意見聴取の機会の拡大等について規定の整備されたことに伴い、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、名称等を変更するもの。

2 改正の内容

- (1) 向日市就学指導委員会の名称を向日市教育支援委員会に改める。
- (2) 就学後の一貫した支援（教育的支援）を行うことを加える。
- (3) 文言の整理

3 施行期日 平成 28 年 4 月 1 日

向日市教育委員会規則第 号

向日市就学指導委員会規則の一部を改正する規則

向日市就学指導委員会規則の一部を改正する規則（昭和 5 3 年教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

題名中「就学指導」を「教育支援」に改める。

第 1 条中「児童」を「障がいのある児童等」に改め、「就学」の次に「及び教育的支援」を加え、「、当該児童の保護者の意見を聴くとともに、当該児童の障がいの種別及び程度、能力等を的確に把握し、教育的観点からどのような教育措置をとることが最も適当であるかを保護者に」を削り、「就学指導」を「教育支援」に改める。

第 2 条第 1 号中「児童」の次に「等」を加え、同条第 2 号中「児童」の次に「等」を、「就学」の次に「及び教育的支援」を加える。

第 1 0 条第 3 項第 3 号中「就学指導」を「就学及び教育的支援」に改める。

附 則

この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

〈参考〉

向日市就学指導委員会規則の一部を改正する規則
新 旧 対 照 表

改 正	現 行
向日市 <u>教育支援</u> 委員会規則 (目的) 第1条 この規則は、障がいのある幼児、児童及び生徒（以下「 <u>障がいのある児童等</u> 」という。）の <u>就学及び教育的支援</u> について_____	向日市 <u>就学指導</u> 委員会規則 (目的) 第1条 この規則は、障がいのある幼児、児童及び生徒（以下「_____児童_____」という。）の就学_____について、 <u>当該児童の保護者の意見を聴くとともに、当該児童の障がいの種別及び程度、能力等を的確に把握し、教育的観点からどのような教育措置をとることが最も適当であるかを保護者に助言する向日市就学指導委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めることにより、特別支援教育の推進を図ることを目的とする。</u>
_____助言する向日市 <u>教育支援委員会</u> （以下「委員会」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めることにより、 <u>特別支援教育の推進を図ることを目的とする。</u> (事業) 第2条 委員会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。 (1) 障がいのある <u>児童等</u> に関する教育相談 (2) 障がいのある <u>児童等</u> の <u>就学及び教育的支援</u> に関する助言 (3)～(5) (略) (専門部会) 第10条 (略) 2 (略) 3 専門部会は、次に掲げる者のうちから、会長が選任する部員をもつて組織する。 (1)・(2) (略) (3) その他 <u>就学及び教育的支援</u> に関して専門的な知識又は技能を有する者 4～7 (略)	_____保護者の意見を聴くとともに、当該児童の障がいの種別及び程度、能力等を的確に把握し、教育的観点からどのような教育措置をとることが最も適当であるかを保護者に助言する向日市 <u>就学指導委員会</u> （以下「委員会」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めることにより、 <u>特別支援教育の推進を図ることを目的とする。</u> (事業) 第2条 委員会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。 (1) 障がいのある <u>児童_____</u> に関する教育相談 (2) 障がいのある <u>児童_____</u> の就学_____に関する助言 (3)～(5) (略) (専門部会) 第10条 (略) 2 (略) 3 専門部会は、次に掲げる者のうちから、会長が選任する部員をもつて組織する。 (1)・(2) (略) (3) その他 <u>就学指導_____</u> に関して専門的な知識又は技能を有する者 4～7 (略)

平成28年 2月26日

平成28年度 向日市の教育(指導の重点)の改善点

第1回・第2回教育委員会及び社会教育委員会での協議内容を踏まえて

1 学校教育指導の重点について

(1) 第2回教育委員会で協議いただいたことを踏まえ、レイアウトの整理

【学校教育指導の重点】「生きる力」の説明

(2) 第2回教育委員会で協議いただいたことを踏まえ、中項目及び「特に配慮すべき事項」等の整理

【学力の充実向上と個性を伸ばす教育の推進】

大項目	中項目	特に配慮すべき事項	理 由
1 特別支援教育の充実		○語句説明の挿入 ※ <u>授業のユニバーサルデザイン化…特別な支援を要する児童生徒を含め、すべての児童等が「わかる・できる」授業づくり</u>	○教育の専門用語であり一般には理解が難しいため説明を挿入
4 現代的課題に対する関心を高め、理解を深めるための教育	(2) ……分りやすい授業と <u>情報モラル教育の充実</u> ↓ <u>情報活用能力の育成</u>	・ <u>情報活用能力の育成</u> ↓ ・ <u>情報モラル教育の充実</u>	○情報モラル教育は情報活用能力の一部であることを踏まえた文言の整理

【豊かな人間性をはぐくむ心の教育の推進】

大項目	中項目	特に配慮すべき事項	理 由
1 道徳教育の充実	(2) ……人を思いやり生命を大切にする心等を ↓ 心 <u>など</u> を		○文言整理

【健やかな身体の育成と体力の向上】

大項目	中項目	特に配慮すべき事項	理 由
2 健やかな身体の育成		・「 <u>生命のがん教育授業</u> 」 ↓ いのち ・「 <u>生命のがん教育授業</u> 」	○府の事業名に合わせルビを挿入

2 社会教育指導の重点について

- (1) 第2回教育委員会で協議いただいたこと及び社会教育委員からの意見を踏まえ、柱の説明文及び「特に配慮すべき事項」について整理

【生涯学習環境の充実】

説明文	理 由
市民が生涯にわたり、多様な学習活動を行うことができるよう、自主的、自発的な学習活動を支援するとともに、<u>学習の成果を活かす場や学習機会</u>の充実に努める。 ↓ <u>学習機会の提供及び学習の成果を活かす場や機会</u>の充実に努める。	○社会教育委員からの意見を踏まえ、従来どおり成果を活かす「場」だけでなく「機会」を加えた形で文言を整理

【家庭・地域社会の教育力の向上】

大項目	中項目	特に配慮すべき事項	理 由
1 家庭の教育力の向上	(1)豊かな心をはぐくみ、家庭の教育力を高めるための学習機会の充実	○<u>就学前からの子どもの発達に応じた家庭教育に関する学習機会の提供</u> ↓ <u>就学前からの子どもの家庭教育に関する学習機会の提供</u>	○教育委員会での協議内容を踏まえ、よりわかりやすく文言を整理

平成28年度



向日市の教育

新しい時代を拓く「自立・共生・人権尊重」の教育の推進



古代衣装ファッションショー(文化資料館)



職場体験活動



古墳出前授業(文化財調査事務所)



ふるさと学習



保幼小連携



おはなし会(図書館)



あいさつ運動



小中連携 教員研修



自転車安全教室

向日市教育委員会

平成 28 年度 指導の重点

新しい時代を拓く「自立・共生・人権尊重」の教育の推進

今日、本格的な少子・高齢化時代を迎え、地域活力の低下が危惧されている。また、グローバル化が急速に進展し、人や物、情報等が国境を越えて行き交う目まぐるしい変化、競争の社会の中で、21世紀の教育は大きな転換期にあり、さまざまな教育改革が進められている。

本市においては、新しい時代にたくましく生き、ふるさと向日市から世界に羽ばたき、社会と地域の発展に貢献できる人間が育つ地域づくりを目指し、時代の進展に対応した取組を進めているところである。また、市民が生涯にわたって、学習・文化・スポーツ活動を続けることができる総合的な環境の整備・充実に努めている。

向日市の教育は、学校教育と社会教育が融合し、「自立」と「共生」、「人権尊重」をキーワードとして市民の信託と期待に応える教育を推進することを目指すものである。

一人一人の自立

主体的に学び、考え、行動する力を培う

一人一人が、家庭や地域社会を支える一員であるという自覚を持って、主体的に学び、考え、行動できる力を培う。

共生する地域

日頃から顔の見える人間関係を育てる

家庭や地域社会の一員として人とのかかわり方を学び、他者を理解し、互いに認め合い、共に生きるという意識を高める。

人権が尊重される社会

人権という文化を生活の中に根付かせる

一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現を目指し、豊かな人権感覚と人権を尊重する態度と実践力をはぐくむ。

向日市の特色を生かした教育活動

- あいさつからはじまる豊かなコミュニケーション（コミュニケーション能力の育成）
- 本が好きな子どもをはぐくむ読書活動（読書活動の充実）
- ふるさと向日市への愛着と誇りをはぐくむ学習（地域の歴史と文化を学ぶ機会の充実）
- 身近な環境から主体的に考える環境教育（環境教育の推進）
- 学校、家庭、地域社会がともに進める食育（食育の推進）

学校教育指導の重点

本市は、「ふるさと向日市創生計画」や「京都府の教育振興プラン」を踏まえ、学校教育活動の充実・発展に努めるとともに、重点課題を明確にし、その課題解決を図る。

各小中学校は、京都府教育委員会「学校教育の重点」及び本市教育委員会の「指導の重点」を踏まえ、校長主導の学校体制の下、教育目標と学校経営方針を明確にして、学習指導要領の趣旨を踏まえた特色ある教育課程を編成する。また、保護者や地域住民の学校運営への参加を促進するなど地域の力を活用し、家庭・地域社会と一体となって信頼される特色ある学校づくりを推進する。

確かな学力、豊かな人間性、健康や体力などの「生きる力」の育成を基本とし、個性を伸ばし、ふるさと向日市から世界に羽ばたき、21世紀の文化の担い手として、社会と地域の発展に貢献できる人間の育成を図る教育を推進する。

生きる力

確かな学力

基礎・基本を確実に身に付け、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力

豊かな人間性

自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など

健康や体力

たくましく生きるための健康や体力

子どもの意欲を引き出し高めるためには、子どもが周囲から温かくも厳しい愛情や信頼などに「包み込まれているという感覚」が大切であり、すべての子どもがこうした感覚を実感できるように、あらゆる教育活動を推進する。

学力の充実向上と個性を伸ばす教育の推進	1 学習指導の充実 2 特別支援教育の充実 3 キャリア教育の充実 4 現代的課題に対する関心を高め、理解を深める教育の充実 5 校種間連携の強化
豊かな人間性をはぐくむ心の教育の推進	1 道徳教育の充実 2 人権教育の推進 3 生徒指導の充実 4 芸術・文化活動の充実
健やかな身体の育成と体力の向上	1 体力・運動能力の向上 2 健やかな身体の育成 3 食育の推進
家庭・地域社会との連携による特色ある学校づくり	1 開かれた学校づくりの推進 2 学校改善に生かす学校評価の充実
教職員の資質能力の向上	1 教職員研修の充実 2 教職員評価の実施
安心・安全な教育環境の充実	1 学校における安心・安全の確保

学力の充実向上と個性を伸ばす 教育の推進

基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得をはじめ、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等や主体的に学習に取り組む態度を統合した「質の高い学力」を育成するため、指導方法・指導体制を工夫・改善し、個に応じた指導の充実に努める。

1 学習指導の充実

- (1) 本市教育委員会指定研究制度等を活用した、特色ある研究の推進と積極的な成果の普及
- (2) 学力向上プログラムに基づく学習指導の改善・充実
- (3) 「子どものための京都式少人数教育」を踏まえ、個に応じた指導の充実による基礎学力の定着
- (4) 基礎的・基本的な知識や技能を活用して、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力の育成
- (5) 家庭との連携による発達段階に応じた学習習慣の確立
- (6) 総合的な学習の時間等における「ふるさと学習」の充実
- (7) 学校図書館機能の充実と読書活動の充実
- (8) グローバル化に対応できる人材の育成
- (9) 本市主催の事業や大会、各種の作品展などを学習成果の発表の機会と捉え、教育課程に位置づけた計画的な取組の推進

特に配慮すべき事項

- (3) ・「中 1 振り返り集中学习」「中 2 学力アップ集中講座」「ジュニアわくわくスタディ」の活用
・音読や古典に関する学習活動を重視
・地域人材やボランティアを活用した補充学習の充実
- (4) ・算数・数学的活動をとおして、日常の事象を数理的に考察し、表現する学習活動を重視
・目的意識をもって観察・実験などを行い、仮説を立てたり、結果に基づいて考察したりする学習活動を重視
- (6) ・『大発見向日市』『文化遺産DVD』の活用
・市内各施設・史跡等の活用
・地域人材の活用
- (7) ・学校図書館支援員の活用
・学校図書館ボランティア、公共図書館との連携
- (8) ・A L T（外国語指導助手）の積極的な活用
・ふるさとの伝統や文化を学び、発信することができる取組の推進

2 特別支援教育の充実

- (1) 個別の指導計画に基づく学習指導の充実と個別の教育支援計画の作成・活用
- (2) 特別支援教育コーディネーターを中心とする校内推進体制の充実
- (3) 特別支援教育についての啓発

- (1) ・授業のユニバーサルデザイン化（※）
・教育相談員や支援員等の積極的・効果的な活用
- (2) ・コーディネーター連絡会議の充実

※ 授業のユニバーサルデザイン化…特別な支援を要する児童生徒を含め、すべての児童等が「わかる・できる」授業づくり

3 キャリア教育の充実

- (1) キャリア教育の視点を明確にした教育活動の推進
- (2) 主体的な進路選択と希望進路実現のための進路指導の充実

- (1) ・地域社会と連携した体験的な学習の時間

4 現代的課題に対する関心を高め、理解を深める教育の充実

- (1) 国や社会の問題を自分の問題として捉え、主権者として自ら判断し行動できる資質能力の育成
- (2) I C T機器を効果的に活用した分かりやすい授業と情報活用能力の育成
- (3) 持続可能な社会づくりの担い手をはぐくむ環境教育の充実

- (1) ・新聞の活用
- (2) ・デジタル教科書の効果的な活用
・情報モラル教育の充実
- (3) ・地域や関係機関との連携

5 校種間連携の強化

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 小中や小小の連携強化による学習指導・生徒指導等の充実(2) 幼稚園・保育所と小学校の連携強化(3) 各高等学校の特色を踏まえた中高の一層の連携による進路指導の充実 | <ul style="list-style-type: none">(1) ・小中や小小連携による授業研究、合同研修会の充実(2) ・保幼小指導者による合同研修会の実施 |
|---|---|

豊かな人間性をはぐくむ 心の教育の推進

学習指導要領に規定された公共の精神、伝統や文化の尊重などを踏まえ、伝統や文化に関する教育や道徳教育、体験活動を充実させるとともに、家庭、地域社会と一体となって、人間として、また社会の一員として主体的に生きるための基本となる資質や能力である豊かな人間性や社会性の育成を図る。

1 道徳教育の充実

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 道徳教育推進教師を中心とした、全教育活動における道徳教育のさらなる充実(2) 子どもの自立心や自律性、人を思いやり生命を大切にする心などをはぐくむ授業の充実(3) 社会奉仕活動、自然体験活動などの体験活動の充実(4) 家庭、地域社会と一体となった道徳的実践の環境づくり | <p>特に配慮すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none">(2) ・『道徳教育の進め方 京都市ハンドブック』等の活用・小中学校道徳実践交流会の充実(4) ・あいさつ運動の推進 |
|---|--|

2 人権教育の推進

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 「京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)」及び「第2次向日市人権教育・啓発推進計画」を踏まえた人権教育の推進(2) 同和問題を人権問題の重要な柱として位置づけた体系的・計画的な人権学習の充実(3) 公開授業の実施と保護者、地域社会への啓発 | <ul style="list-style-type: none">(2) ・普遍的視点と個別的視点からのアプローチによる指導・京都府人権関係資料等の積極的な活用 |
|---|--|

3 生徒指導の充実

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 生徒指導や教育相談のコーディネーターの役割の明確化と組織的・計画的な生徒指導・教育相談の充実(2) 児童生徒の規範意識の醸成(3) 異年齢交流活動や職場体験活動など「自己有用感」を育てる取組の充実 | <ul style="list-style-type: none">(2) ・非行防止教室、薬物乱用防止教室の実施・「法やルールに関する教育」の推進 |
|--|---|

4 芸術・文化活動の充実

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 地域の歴史や我が国の伝統・文化等を学ぶ機会の充実(2) 芸術・文化活動を全教育活動に関連付けて適切に実施 | <ul style="list-style-type: none">(1)(2) ・専門家等による指導や芸術作品の鑑賞等の機会の充実・子ども未来づくり支援事業等の効果的な活用 |
|---|--|

健やかな身体の育成と 体力の向上

明るく生きがいのある生活を営むために、生涯を通じて体育・スポーツ活動に親しむことができる能力や態度を育てるとともに、現代的な健康課題への理解を深め、健やかな身体の育成を図る。

1 体力・運動能力の向上

- (1) 「向日市スポーツ振興基本計画」を踏まえ、児童生徒の体力・運動能力の向上に向けて、体力づくりの取組の充実
- (2) 中学校部活動の活性化
- (3) 外あそび等の奨励による子どもの心身の発達や社会性の育成

特に配慮すべき事項

- (1) ・新体力テストの結果活用
・「京の子ども元気なからだスタンダード」の活用
- (2) ・『運動部活動指導ハンドブック』の活用

2 健やかな身体の育成

- (1) 家庭との連携による基本的生活習慣の確立を図る取組の充実
- (2) 生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していくための教育の充実
- (3) 系統的・総合的な性に関する指導の充実
- (4) 専門機関との連携のもと、喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育の充実

- (1) ・「早寝・早起き・朝ごはん」の取組等の推進
- (2) ・「^{いのち}生命のがん教育授業」の活用

3 食育の推進

- (1) 学校教育活動全体を通じた食育の推進
- (2) 地場産品の活用と地域の食文化を尊重する心の育成

- (1)(2) ・栄養教諭・栄養士による授業の充実

家庭・地域社会との連携による 特色ある学校づくり

保護者や地域社会との連携協力を促進し、家庭・地域社会と一体となった教育活動の充実を図り、特色ある学校づくりを推進する。

1 開かれた学校づくりの推進

- (1) 保護者・地域社会への積極的な情報発信
- (2) 保護者・地域社会との連携による特色ある学校づくりの推進
- (3) あいさつが交わされるまちづくりの推進

特に配慮すべき事項

- (2) ・学校支援地域本部事業の活用
・子ども未来づくり支援事業等の効果的な活用
- (3) ・あいさつ運動の推進

2 学校改善に生かす学校評価の充実

- (1) 学校の自己評価、学校関係者評価の公表等学校情報の発信
- (2) 学校目標達成のためのPDCAサイクルの確立

- (1) ・学校だよりやホームページを活用した積極的な情報発信

教職員の資質能力の向上

京都府教育委員会「教師力向上のための指針」を踏まえ、教職員一人一人が、研修等により自己の資質能力の向上を図るとともに、培った実践力を教育活動に積極的に生かし、組織としての学校の教育力を高め、計画的・継続的な教育実践に取り組む。

1 教職員研修の充実

- (1) 教職員のニーズ等を踏まえ、先進的な研究や実践から学ぶなど多様な研修機会の充実
- (2) 各校及び保幼小や小小・小中連携による授業研究会等の研修の充実
- (3) 教職員の人権感覚、指導力向上のための研修の充実
- (4) 体罰の根絶に向けた教職員の意識改革と指導方法の改善

特に配慮すべき事項

- (1)(3)
 - ・子ども未来づくり支援事業の効果的な活用
 - ・全教職員対象の研修会の実施
- (4) ・『コンプライアンスハンドブック』を活用した研修の充実

2 教職員評価の実施

- (1) 教職員自らの資質の向上と学校の組織としての教育力の向上

安心・安全な教育環境の充実

児童生徒が安心して通え、楽しく過ごすことができる居場所としての学校づくりに取り組むとともに、あらゆる危機に対応する力をはぐくむ安全教育の充実を図る。

1 学校における安心・安全の確保

- (1) 不登校の未然防止・早期発見・早期解消のための相談活動、体験活動、学習支援の充実
- (2) 向日市いじめ防止基本方針に基づくいじめの未然防止・早期発見・早期対応と、いじめを許さない指導の徹底
- (3) 危機対応能力（自ら判断し、自ら行動する力）を育成するための安全教育の充実
- (4) 自転車の安全な利用の促進など交通安全指導の徹底
- (5) 防災、生活の安全等に関する安全管理の一層の徹底
- (6) P T A、地域社会との連携、登下校等学校内外の安全確保の徹底

特に配慮すべき事項

- (1) ・教育相談事業等の効果的な活用
 - 巡回・来所・電話相談
 - 適応指導教室
 - スクールソーシャルワーカー
 - 心の相談サポーター
 - スクールカウンセラー
 - まなび・生活アドバイザー
 - 心の居場所サポーター
- (2) ・いじめの未然防止に向けた児童生徒の自尊心や社会性等をはぐくむ教育の充実
 - ・定期的なアンケート等によるきめ細かな実態把握
 - ・児童生徒自らがいじめの問題について主体的に学び、いじめを防止するための取組の推進
- (4) ・自転車運転免許教室等の実施
- (5) ・学校安全計画、危機管理マニュアル、学校防災計画の定期的な検証と改善
 - ・京都府安全教育の手引き『いのちを守る知恵をはぐくむために』を踏まえた安全教育の計画的な実施

社会教育指導の重点

社会教育においては、「ふるさと向日市創生計画」、「京都府教育振興プラン」、京都府教育委員会「社会教育を推進するために」、「向日市スポーツ振興基本計画」、「向日市歴史的風致維持向上計画」を踏まえ、市民の様々な学習・文化・スポーツ需要に応え、生涯の各時期における多様な活動機会の拡充や自主的・自発的な学習活動の支援など、市民が生涯にわたって学び続けることができる学習環境の総合的な整備・充実に努める。

さらに、一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現に向け、「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」及び「第2次向日市人権教育・啓発推進計画」を踏まえ、学校・家庭・地域社会で人権教育、啓発の取組を推進する。

生涯学習環境の充実	1 生涯学習の振興 2 社会教育施設における学習機会の充実
家庭・地域社会の教育力の向上	1 家庭の教育力の向上 2 地域社会の教育力の向上
人権教育・啓発の推進	1 人権教育の推進
スポーツの振興	1 スポーツ活動の推進
歴史・文化資源の整備と活用	1 文化財の保護と活用

生涯学習環境の充実

市民が生涯にわたり、多様な学習活動を行うことができるよう、自主的、自発的な学習活動を支援するとともに、学習機会の提供及び学習の成果を活かす場や機会の充実に努める。

1 生涯学習の振興

- (1) 生涯の各時期に応じた学習機会の提供と学習活動の支援
- (2) 生涯学習・社会教育における指導者の養成
- (3) 社会教育関係団体との連携・協力
- (4) ボランティア活動を推進する機運の醸成
- (5) 図書館、文化資料館などの施設ボランティアの活動の支援と協働

特に配慮すべき事項

- (1) ・ふるさと向日市の歴史を活かした講座など多様な学習機会の提供

2 社会教育施設における学習機会の充実

- (1) 学校教育活動で積極的に活用してもらうための学習プログラムの開発
- (2) 社会教育施設や他の行政機関との連携による、生涯学習施策の総合的な推進

- (3) 施設の特徴と本市の特性を活かした事業展開と学習相談体制の実

特に配慮すべき事項

- (3) ・社会教育施設（公民館、図書館、文化資料館、天文館）の特に配慮すべき事項は、以下のとおり

<公民館>

- ・現代的課題に関する学習機会の充実と地域づくりの担い手の育成

<図書館>

- ・多様な資料・情報要求に迅速に応えるための、蔵書の整備とレファレンス機能の充実

<文化資料館>

- ・向日市を中心とした地域に関する歴史・文化資料の収集・保管と、展示・講座等での積極的な活用

<天文館>

- ・プラネタリウム投影と天文現象に応じた観望会や専門家による天文学講座・教室を開催し、天文学学習施設としての機能を充実

家庭・地域社会の教育力の向上

家庭教育はすべての教育の出発点であり、その担い手である保護者自身が学ぶための学習機会の充実に努めるとともに、学校・家庭・地域社会が連携して、様々な活動を通して地域の絆を強め、地域全体で子どもたちをはぐくむ環境づくりを推進する。

1 家庭の教育力の向上

- (1) 豊かな心をはぐくみ、家庭の教育力を高めるための学習機会の充実
- (2) 基本的な生活習慣の重要性や現代的課題についての理解の促進
- (3) 親のPTA活動などへの積極的な参加と、PTA活動の充実に向けた取組への支援
- (4) 子どもが読書に親しみ、読書習慣を身につけることができる取組の充実

特に配慮すべき事項

- (1) ・就学前からの子どもの家庭教育に関する学習機会の提供
- (2) ・PTA と連携を図り、「早寝・早起き・朝ごはん」など基本的な生活習慣の重要性や、インターネット・SNS などの正しい利活用、また、危険ドラッグや大麻等の薬物乱用など現代的課題への理解促進に向けた取組を推進

2 地域社会の教育力の向上

- (1) 「地域で支える学校教育推進事業（学校支援地域本部事業）」の拡充
- (2) 放課後児童の安全・安心な居場所の確保や体験学習を行う「京のまなび教室推進事業」の充実
- (3) ジュニアリーダー養成講座等を開催し、ボランティアとして活動できる青少年の育成
- (4) 学校・家庭・地域社会及び関係団体との連携による、子どもの健全育成と安全を守る活動の推進
- (5) 社会教育指導者及び社会教育関係職員の研修機会の充実

- (4) ・地域の青少年健全育成団体と連携し、「安全見守りパトロール」や「あいさつ運動」に加え、インターネット・SNS などの正しい利活用、また、危険ドラッグや大麻等の薬物乱用など現代的課題への理解促進に向けた取組を推進

人権教育・啓発の推進

市民が生涯のあらゆる場や機会を通じて、人権尊重の理念や、同和問題など様々な人権問題についての正しい理解と認識を深めるとともに、実践につながる自発的な学習活動の促進と、その啓発に努める。

1 人権教育の推進

- (1) あらゆる人権問題に対し、豊かな人権感覚を持ち、幸せな社会生活を営めるよう、人権意識の高揚のための取組の充実
- (2) 高齢者や障がいのある人が社会活動に積極的に参加しやすい環境づくりの推進

特に配慮すべき事項

- (1) ・社会教育関係職員及び関係団体指導者が人権問題を学習する機会の充実
・関係機関・団体等と連携した総合的な取組による、人権に関する多様な学習活動の推進
・障がいのある人について、正しい理解と認識を深めるための学習機会の充実

スポーツの振興

市民が健康で心豊かに暮らせるよう、市民一人一人のライフステージに応じたスポーツ活動の推進とスポーツに親しめる環境の充実に努める。

1 スポーツ活動の推進

- (1) ライフステージ等に応じた多様なスポーツ活動の推進
- (2) スポーツを楽しめる環境づくりの推進
- (3) 「スポーツを通じたまちづくりに関するフレンドシップ協定」による市民の体力向上に向けた取組の充実

特に配慮すべき事項

- (1) ・公益財団法人向日市スポーツ文化協会等との連携によるスポーツ活動を推進するとともに、スポーツ実施率の向上を図る取組の充実
- (2) ・総合型地域スポーツクラブ「ワイワイスポーツクラブ」への支援や学校体育施設の利用を促進

歴史・文化資源の整備と活用

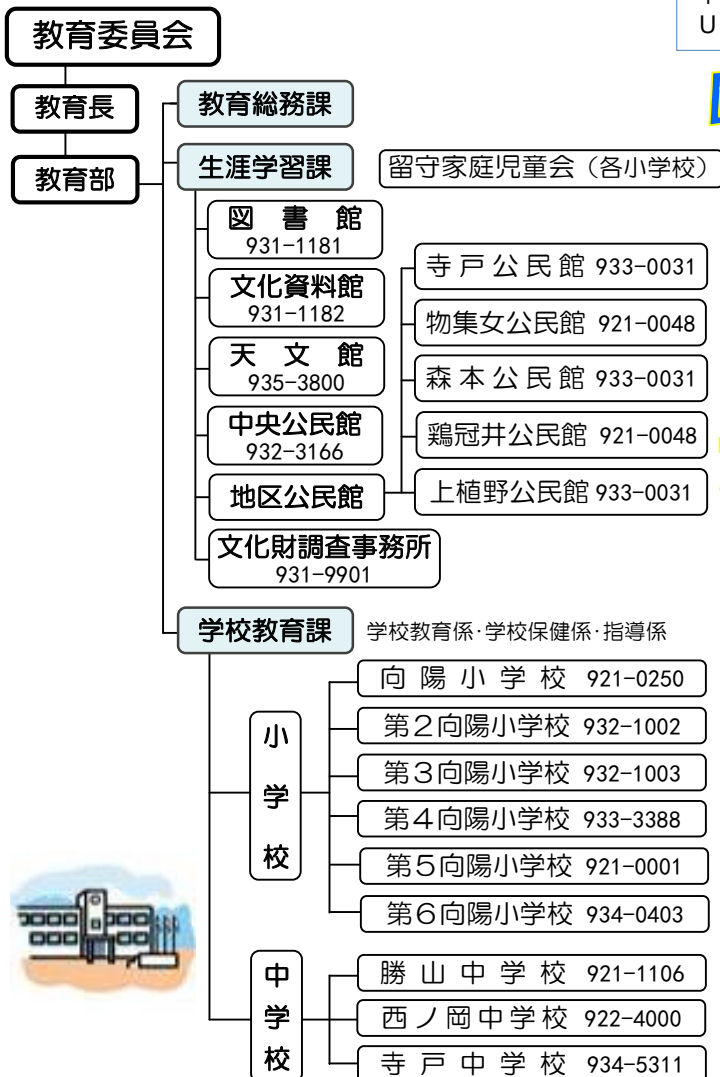
文化財の保護及び積極的な整備や活用を努め、歴史・文化資源を未来に継承する。

1 文化財の保護と活用

- (1) 長岡京跡や古墳群等の歴史・文化遺産の調査・保存・整備と、その普及・啓発及び活用の促進

特に配慮すべき事項

向日市教育委員会組織図



向日市教育委員会
 〒617-8665 京都府向日市寺戸町中野 20 番地
 TEL (075) 931-1111 (代) FAX (075) 931-2555
 URL <http://www.city.muko.kyoto.jp/>

図書館 向日市に住んでいる方、通勤・通学している方ならどなたでも借りることができます。

開館時間
 ・午前 10 時～午後 6 時
 (貸出は午後 5 時 45 分まで)
 開館時間以外の返却は、
 ブックポストをご利用ください。

休館日
 ・月曜日 (祝日の場合は開館し、翌日と翌々日を休館)
 ・祝日の翌日・特別整理期間 (不定期)
 ・資料整理日 (毎月末/ただし、土・日曜日のときは次の火曜日)
 ・年末年始 (12 月 27 日～1 月 4 日)



文化資料館 古代の都・長岡京について常設展示し、また向日市を中心に乙訓地域の古文書や民具などを収集・整理して、大切な文化遺産を未来に伝える役割を果たしています。

開館時間
 ・午前 10 時～午後 6 時
 (入館は午後 5 時 30 分まで)

休館日
 ・月曜日
 (祝日の場合は開館し、翌日と翌々日を休館)
 ・祝日の翌日・展示準備期間 (不定期)
 ・資料整理日 (毎月末/ただし、土・日曜日のときは次の火曜日)
 ・年末年始 (12 月 27 日～1 月 4 日)

入館料 無料



天文館 天文館には、定員 80 人のプラネタリウム室と口径 40 cm の反射望遠鏡が設けられているドーム型天体観測室とを備えています。

開館時間
 ・午前 9 時 30 分～午後 5 時 30 分 (入館は午後 5 時まで)

休館日
 ・毎週月・火曜日
 ・国民の祝日・休日、機械調整日
 ・年末年始 (12 月 27 日～1 月 4 日)

入館料 無料 (プラネタリウムは有料)



教育相談はこちらへ

児童生徒や保護者を対象に、不登校やいじめ等をはじめとした学校教育や子育てに関する問題の解決を図るため、教育相談を行っておりますので、お気軽にご相談ください。



●学校教育や子育てについて

スクールホットライン

・教育委員会学校教育課内
 ・月～金 8:30～17:15
 ・931-6060 (直通)

●小中学生自身の悩み 子育てについての悩みは

教育相談員

・教育委員会学校教育課内
 ・水・金 10:00～11:50 13:00～14:50
 ・お問い合わせは、931-1111 (内線 803)

スクールカウンセラー

・向陽小学校及び各中学校に配置
 ・お問い合わせは、在籍している小・中学校に

●不登校児童生徒のための 自立支援は

適応指導教室 (ひまわり広場)

・向日市天文館内に開設 (水～金 9:30～12:00)
 ・お問い合わせは、931-1111 (内線 803)

●ことばやきこえ 発達について

通級指導教室

・向陽小学校、第 3 向陽小学校、第 5 向陽小学校、
 第 6 向陽小学校、勝山中学校に設置
 ・お問い合わせは、在籍している保育所・幼稚園、
 小・中学校に

●障がいのある児童生徒 の就学先について

就学指導委員会

・お問い合わせは、在籍している保育所・幼稚園、
 小・中学校に

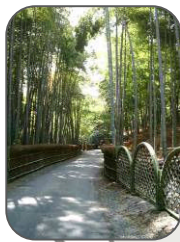


古都のむこう 魅力のふるさと

向日市の 史跡等

●竹の径

向日市特産の「孟宗竹」を使った竹垣の散策路。日本ウォーキング協会「全国歩きたくなる道 500選」などに選ばれています。総延長は約1,800mで、京都府の文化的景観に選ばれています。



●寺戸大塚古墳

古墳時代前期の全長約 95mの前方後円墳で、国の史跡に指定されています。



●桓武天皇皇后陵

長岡京を築いた桓武天皇皇后のお墓として宮内庁管理の陵墓になっています。直径約65m、高さ約7mの円形をしています。



●須田家住宅

西国街道と愛宕道、丹波道の分岐点にある明治 30 年代まで醤油製造業を営んでいた旧家。京都府の指定文化財です。



●元稲荷古墳

古墳時代前期の全長約 92mの前方後方墳です。



●石塔寺

鎌倉時代末期創建と伝えられています。毎年、5月3日の花まつりには鶏冠井題目踊りが奉納されます。



●西国街道

京都の「東寺口」を起点として「向日町」を経て「摂津」へと向かう古くからの街道です。



●向日神社

養老2年（西暦 718 年）創建の古社。本殿は、室町時代の三間社流造（さんげんしゃながれづくり）という建築様式で国の重要文化財に指定されています。



●中小路家住宅

西国街道沿いに建つ旧家。幕末に聖護院門跡領の庄屋を務め、同じ頃に建てられた主屋のまわりに長屋門や蔵が連なります。国登録文化財です。



●物集女車塚古墳

古墳時代後期の全長約 46mの前方後円墳で、京都府の史跡に指定されています。毎年、整備した横穴式石室を公開しています。



●森本遺跡

森本遺跡は、静岡県登呂遺跡と並ぶ代表的な弥生時代の水田跡として知られています。遺構からは全国的にもめずらしい人面付土器が出土しました。



●五塚原古墳

古墳時代前期の全長約 91m の前方後円墳です。



●東院公園

長岡宮の内裏と同じ規模をもつ建物群が発見された離宮跡。現在、市民プールを含む公園として整備されています。



●一文橋

長岡京市との市境、小畑川に架かる橋。通行人から一文ずつ徴収して橋の架け替えの費用に充てたという伝承からこの名前がついています。

●大極殿公園（大極殿・小安殿跡）

桓武天皇が政治を司ったところが大極殿（だいごくでん）です。昭和 39 年に国の史跡に指定されました。平成 22 年には、天皇皇后両陛下の行幸啓があり、文化資料館とともに立ち寄られました。毎年、11 月 11 日には長岡京遷都を記念して大極殿祭が行われます。



●朝堂院跡

長岡宮の中央にあった朝堂院は、国の儀式を行う、今の国会議事堂のような政治の中心。平成 4 年に国の史跡に追加指定された西第四堂と南に続く楼閣跡は、案内所も付設した公園として整備されています。



平成27年度いじめ調査の概要について

1 認知・解消件数及び態様

学校種	第1回調査 平成27年4月～7月						第2回調査 第1回調査後～平成27年12月					
	1段階		2段階		3段階		1段階		2段階		3段階	
	認知	解消	認知	解消	認知	解消	認知	解消	認知	解消	認知	解消
小学校	828	818	10	0	0	0	785	781	4	0	0	0
中学校	63	52	11	0	0	0	93	86	7	0	0	0
計	891	870	21	0	0	0	878	867	11	0	0	0

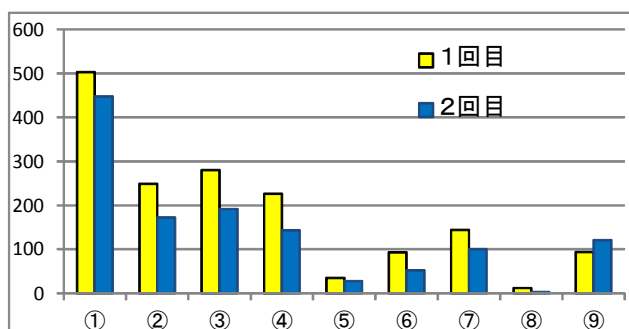
※ 単位「人」

指導の継続事例件数は減少し、ほとんどが1回目からの継続

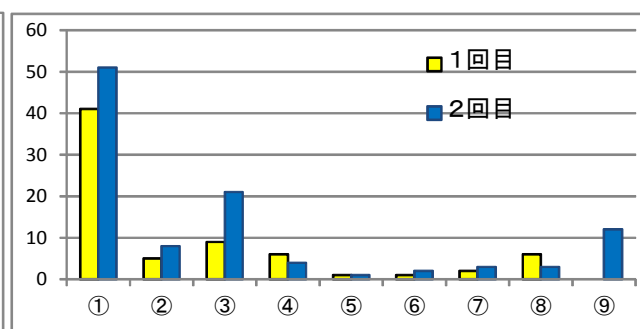
いじめの態様

	小学校	中学校	合計
①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	448	51	499
②仲間はずれ、集団による無視をされる。	172	8	180
③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	192	21	213
④ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。	143	4	147
⑤金品をたかられる。	28	1	29
⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	52	2	54
⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	100	3	103
⑧パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	3	3	6
⑨その他	121	12	133

いじめの態様 [小学校]

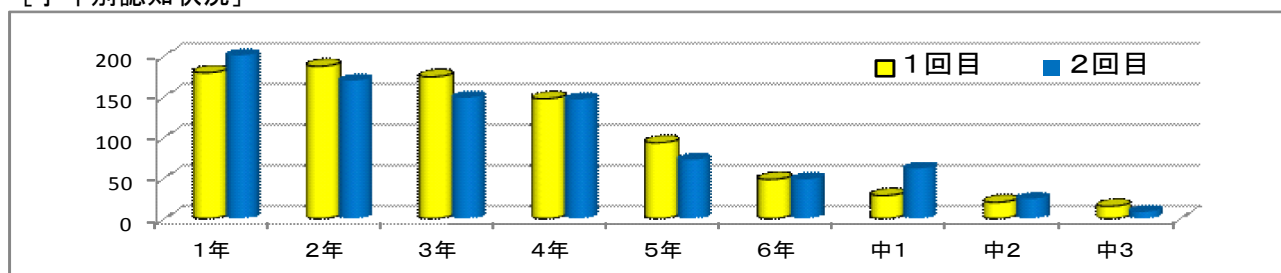


いじめの態様 [中学校]



☞いじめの態様に大きな変化はなく、①～③が多い。

[学年別認知状況]



☞中1で増加が見られるが、内容としては「冷やかしかからかい事象」であり、早期に解消

2 今後の対応

- (1) それぞれ各学校では、いじめと認知をしたケースについては、すでに事実関係を丁寧に聞き取るとともに、校内で情報を共有化して、児童生徒の立場に立った親身な指導を行っており、組織的・継続的に指導や経過観察の必要があるものはもとより、それぞれのケースについて注意深く見守りをしている。
- (2) 調査結果については、各学校において学校だより等を活用して保護者等にお知らせするとともに、引き続き、学校、家庭、地域が連携して、いじめの未然防止及び早期発見・早期解決に努める。

中学校給食実施方式 比較表(用途地域等)

実施 方式		【 自 校 】			【 親 子 】						【 センター 】
		勝山中	西ノ岡中	寺戸中							
用途 地域	用途地域等	第1種 低層住居 専用地域	市街化調整 区域	第1種 住居地域	(親校)						工業系地域
					向陽小	2向小	3向小	4向小	5向小	6向小	
	建築用途制限	学校の付属施設として建築可能			他校への給食搬出が伴うため、「工場」扱いとなり 建築に制限を受ける。						給食共同調理場(工場) として建築可能

用途地域による建築物の用途制限の概要

各用途地域における住居の環境の保護や、商業・工業などの業務の利便の増進を図るために、建築することができる建築物の用途については、次のとおりの制限が行われます。

用途地域内の建築物の用途制限 建てられる用途 建てられない用途 ①, ②, ③, ④, ▲ 面積, 階数等の制限あり		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考	
住宅, 共同住宅, 寄宿舎, 下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり	
店舗等	店舗等の床面積が 150㎡以下のもの		①	②	③	○	○	○	○	○	○	○	④	① 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗のみ。2階以下。 ② ①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ。2階以下。 ③ 2階以下 ④ 物品販売店舗、飲食店を除く	
	店舗等の床面積が 150㎡を超え、 500㎡以下のもの			②	③	○	○	○	○	○	○	○	④		
	店舗等の床面積が 500㎡を超え、 1,500㎡以下のもの				③	○	○	○	○	○	○	○	④		
	店舗等の床面積が1,500㎡を超え、 3,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	○	○	④		
	店舗等の床面積が3,000㎡を超えるもの					○	○	○	○	○	○	○	④		
事務所等	事務所等の床面積が 150㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 2階以下	
	事務所等の床面積が 150㎡を超え、 500㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	○		
	事務所等の床面積が 500㎡を超え、 1,500㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	○		
	事務所等の床面積が1,500㎡を超え、 3,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	○	○	○		
	事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの					○	○	○	○	○	○	○	○		
ホテル, 旅館						▲	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下	
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場, スケート場, 水泳場, ゴルフ練習場, バッティング練習場等					▲	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下	
	カラオケボックス等						○	○	○	○	○	○	○		
	麻雀屋, ぱちんこ屋, 射的場, 馬券・車券発売所等						○	○	○	○	○	○	○		
	劇場, 映画館, 演芸場, 観覧場							▲	▲	○	○	○	○	▲ 客席200㎡未満	
	キャバレー, ダンスホール等, 個室付浴場等									○	▲			▲ 個室付浴場等を除く	
公共施設・病院・学校等	幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校,	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	大学, 高等専門学校, 専修学校等			○	○	○	○	○	○	○	○				
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	巡査派出所, 一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	神社, 寺院, 教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	病院			○	○	○	○	○	○	○	○				
	公衆浴場, 診療所, 保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	老人ホーム, 身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	老人福祉センター, 児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 600㎡以下	
	自動車教習所					▲	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下	
工場・倉庫等	単独車庫（附属車庫を除く）			▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	▲ 300㎡以下 2階以下	
	建築物附属自動車車庫 ①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限	①	①	②	②	③	③	○	○	○	○	○	○	① 600㎡以下 1階以下 ② 3,000㎡以下 2階以下 ③ 2階以下	
	※一団地の敷地内について別に制限あり														
	倉庫業倉庫							○	○	○	○	○	○		
	畜舎（15㎡を超えるもの）					▲	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下	
	パン屋, 米屋, 豆腐屋, 菓子屋, 洋服店, 畳屋, 建具屋, 自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下		▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	原動機の制限あり、▲ 2階以下	
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場					①	①	①	②	②	○	○	○	原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積 ① 50㎡以下 ② 150㎡以下	
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場								②	②	○	○	○		
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場										○	○	○		
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場											○	○		
自動車修理工場	自動車修理工場					①	①	②	③	③	○	○	○	作業場の床面積 ① 50㎡以下 ② 150㎡以下 ③ 300㎡以下 原動機の制限あり	
	火薬, 石油類, ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設				①	②	○	○	○	○	○	○	① 1,500㎡以下 2階以下 ② 3,000㎡以下	
		量が少ない施設									○	○	○		○
		量がやや多い施設										○	○		○
		量が多い施設											○		○
卸売市場, 火葬場, と畜場, 汚物処理場, ごみ焼却場等		都市計画区域内においては都市計画決定が必要													

注) 本表は、改正後の建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。